

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職務権限規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
第 1 条～第 11 条 （略） <u>（総長等の職務代理者）</u> <u>第 11 条の 2 総長等に事故があるとき、又は総長等が欠員 となったときは、理事長が指定した職員がその職務を代 理する。</u> 第 12 条～第 17 条 （略） <u>附 則</u> <u>この規程は、令和 7 年 月 日から施行する。</u>	第 1 条～第 11 条 （略） <u>（新設）</u> 第 12 条～第 17 条 （略）	 【第 11 条の 2】 総長等が欠員となった 時の職務代理者の規 定を追加